

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月1日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

### 香川県選挙管理委員会規則第3号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3号様式の4（第11条の3関係）</p> <p>（ポスター掲示場） （その一）・（その二） 略</p> <p>備考</p> <p>一 設置場所の都合により、その一又はその二を用いるものとする。</p> <p>二 掲示区画は、縦及び横それぞれ四十五センチメートル程度とする。</p> <p>三 耐水性及び耐熱性の材質を用い、設置期間中の風雨に耐え得る構造のものとする。</p> <p>四 既存の構築物を利用してポスター掲示場を設置する場合においては、脚を設けないことができる。</p> <p>五 掲示区画に付した数字は、一連番号を記載する順序を示す。</p>	<p>第3号様式の4（第11条の3関係）</p> <p>（ポスター掲示場） （その一）・（その二） 略</p> <p>備考</p> <p>一 設置場所の都合により、ポスター掲示場の構造は、その一又はその二とする。</p> <p>二 掲示区画は、縦及び横それぞれ四十五センチメートル程度とする。</p> <p>三 掲示面は、耐水及び耐熱のベニヤ板で厚さ六ミリメートル程度のものとする。</p> <p>四 掲示区画に付した数字は、一連番号を記載する順序を示す。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。